

## 開発事業の構想に関する

住民の説明方法によって、手続きフローや裏面内容が異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同開発の調整等に関する条例で、次のような

場合、横浜市開発事業

- ・開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

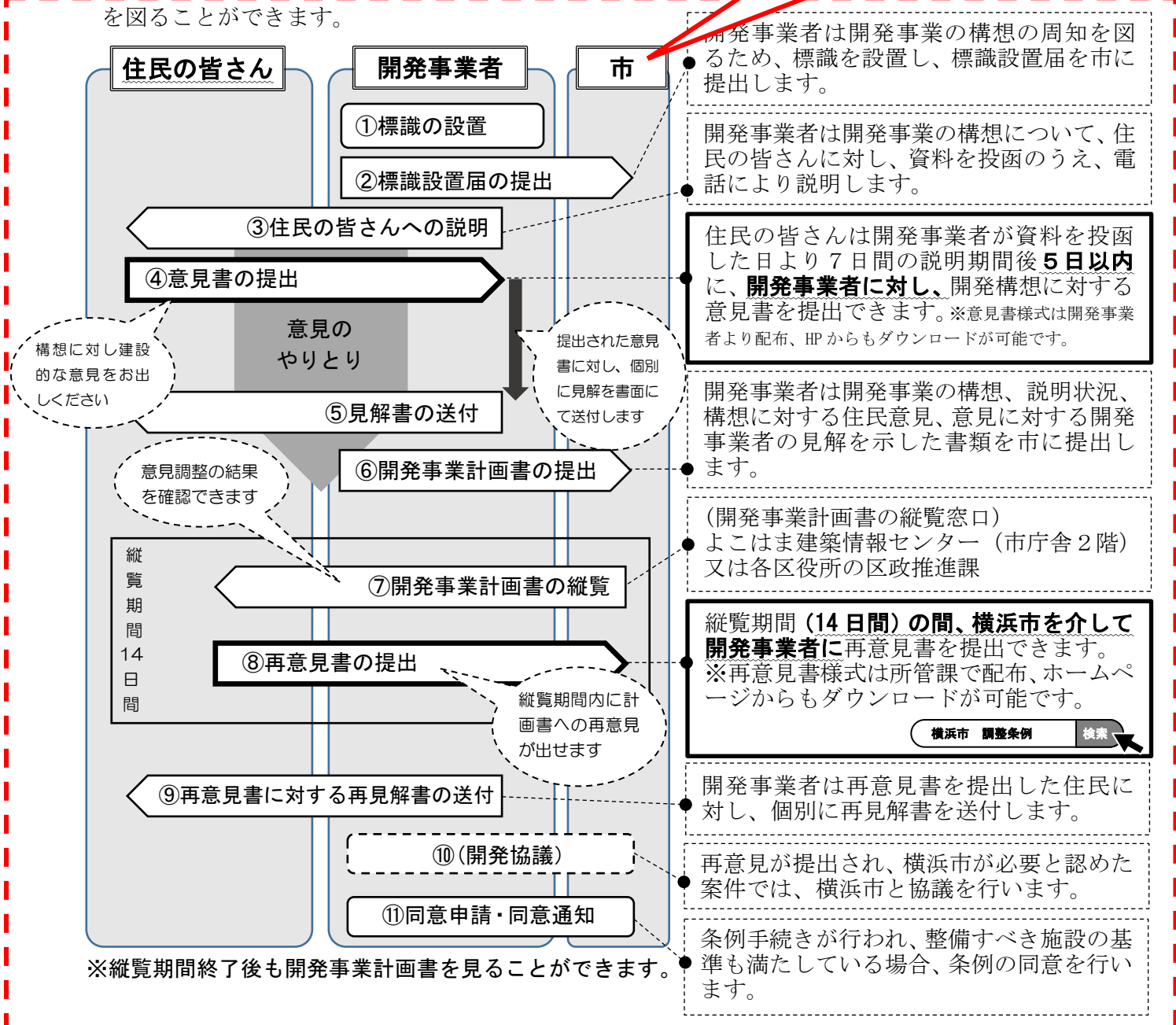
## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応のための説明方法について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、条例第11条に基づく住民への説明において、人と人との対面説明を可能な限り控えるため、当面の間は、説明資料を投函し、本資料の裏面に示す訪問者より電話による説明を受けてご意見をいただくという方法

本資料を配布する際には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関しても丁寧に説明をお願いします。

## 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業の開発事業の構想について調整を図ることができます。



開発事業者は開発事業の構想の周知を図るため、標識を設置し、標識設置届を市に提出します。

開発事業者は開発事業の構想について、住民の皆さんに対し、資料を投函のうえ、電話により説明します。

住民の皆さんは開発事業者が資料を投函した日より7日間の説明期間後**5日以内**に、**開発事業者に対し**、開発構想に対する意見書を提出できます。※意見書様式は開発事業者より配布、HPからもダウンロードが可能です。

開発事業者は開発事業の構想、説明状況、構想に対する住民意見、意見に対する開発事業者の見解を示した書類を市に提出します。

(開発事業計画書の縦覧窓口)  
よこはま建築情報センター（市庁舎2階）  
又は各区役所の区政推進課

縦覧期間（14日間）の間、横浜市を介して**開発事業者に再意見書**を提出できます。※再意見書様式は所管課で配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

横浜市 調整条例

検索

開発事業者は再意見書を提出した住民に対し、個別に再見解書を送付します。

再意見が提出され、横浜市が必要と認めた案件では、横浜市と協議を行います。

条例手続きが行われ、整備すべき施設の基準も満たしている場合、条例の同意を行います。

※縦覧期間終了後も開発事業計画書を見ることができます。

## 条例上の説明範囲・説明方法について

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 説明範囲<br>(近接住民の皆さん) | 開発事業区域から15m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者 |
|--------------------|----------------------------------|

### 資料投函日・説明期間・意見書の

※計画内容については下記の訪問者(開発事業の構想に関する)

本資料を配布する際には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関しても丁寧にご説明をお願いします。

#### 資料投函日等について

令和 年 月 日説明資料一式と意見書の様式を投函致しました。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、電話にてですが、令和 年 月 日までに訪問をお願いします。お電話を折り返しのうえ、投函した資料を確認いただき、令和 年 月 日までにご連絡をいただけない場合は、先日投函した資料をご確認いただくことで、説明に代えさせていただきます。

計画に対するご意見がある場合、意見書の様式に

資料を投函した日から7日間を説明対応期間とします。(日数計算は「緊急事態宣言期間中における住民への説明に関する留意事項について」参照)

意見書提出期限は資料を投函した日から7日間の翌日から起算して5日目が提出期限となります。  
(提出期限の日数計算は「緊急事態宣言期間中における住民への説明に関する留意事項について」参照)

#### 意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に対する意見書を作成できます。(提出期限は、訪問者側で記入します。)

令和 年 月 日 (

訪問者の方の氏名を記入してください。

#### 訪問者(開発事業の構想に関する説明者)

(氏名) 株式会社〇〇建設 横浜 太郎

(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(説明対応 時間帯)

平日(水曜日を除く): 9:00~18:00

土曜日: 9:00~18:00

電話での説明になりますので、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

説明期間のうち、休日(土日)を含め、5日以上で、対応の時間帯を設定してください。

手続き中の窓口にチェックを入れてください。

#### お問合せ先につ

※手続きにつ

ック欄が付いている部署までお問い合わせください。

|                                     | 担当課       | エリア別              | 電話番号         |
|-------------------------------------|-----------|-------------------|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 建築局 宅地審査課 | 北部(緑・青葉・都筑)       | 045-671-4515 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 西部(南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉) | 045-671-4516 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄) | 045-671-4517 |
| <input type="checkbox"/>            | 〃         | 東部(鶴見・神奈川・西・中・港北) | 045-671-4518 |
| <input type="checkbox"/>            | 建築局 調整区域課 | 調整区域全域            | 045-671-4521 |
| <input type="checkbox"/>            | 建築局 情報相談課 |                   | 045-671-2350 |